

《事業資金用商品》

5-2

「宿泊施設改修等支援ローン」 (つなぎ資金)

平成29年 5月22日現在適用中

1	商品の名称	「宿泊施設改修等支援ローン」(つなぎ資金)
2	お使いみち	・ 宿泊施設の新築、改築、増築及び改修等に要する費用
3	ご利用いただける方	・ 次を満たす法人および個人 「郡上市宿泊施設改修等支援事業」として補助金受給が決定している事業者
4	ご融資金額	・ 補助金の範囲内
5	ご融資方法	・ 手形貸付となります。
6	ご融資期間	・ 1年以内
7	ご融資利率	・ 別表の「融資商品のご融資利率表」をご参照ください。
8	ご返済方法	・ 期日一括返済
9	担保	・ 不要です。 ただし、すでに根抵当権が設定してある方が本商品を利用する場合は、本商品がすでに設定された根抵当権の被担保債権の範囲に含まれます。
10	手数料	・ ご融資時にお支払いいただく手数料はありません。
11	保証人	・ 法人の場合は代表者1名 ・ 個人の場合は不要
12	提出していただく書類	・ 次の書類を提出していただきます。 ① 所定の借入申込書 ② 上記申込書に添付していただく主な書類 ア. 宿泊施設改修等支援補助金交付決定通知書(様式第5号)(写) イ. 本人確認資料(運転免許証等) ウ. その他当金庫所定書類
13	苦情処理措置 紛争解決措置	・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務部(9時～17時30分 電話:0120-939-853)にお申出ください。 ・ 紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記業務部または全国しんきん相談所(9時～17時 電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
14	その他参考となる事項	・ ご融資金額は、原則として当金庫から振込させていただきます。

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">・当金庫の審査によりお取り扱いできない場合がございます。・詳細およびご不明な点は、営業担当者までご照会ください。 |
|--|---|